

香川県条例第14号

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（香川県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、香川県議会の議員及び香川県知事の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ（ <u>香川県知事の選挙の場合に限る。</u> 以下「ビラ」という。）の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（香川県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。
(自動車の使用の公費負担) 第2条 略	(自動車の使用の公費負担) 第2条 香川県議会の議員又は香川県知事の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第12条第1項に定める額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県に帰属することとならない場合に限る。
(ビラの作成の公費負担) 第6条 候補者は、第12条第2項に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	(ビラの作成の公費負担) 第6条 候補者（ <u>香川県知事の選挙の場合に限る。</u> ）は、第12条第2項に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
(ビラの作成の契約締結の届出) 第7条 略	(ビラの作成の契約締結の届出) 第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところに従う。

(ビラの作成における公費の支払)

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) 略

(公費負担の限度額)

第12条 略

2 第6条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

3 略

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県議会議員及び香川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される香川県議会の議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された香川県議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

ろにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成における公費の支払)

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価

（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 375,500円と5円2銭
にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(公費負担の限度額)

第12条 略

2 第6条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

3 略